

## 平成29年第2回平川市教育委員会会議録（概要）

1. 開催日時 平成29年2月21日（火）午前9時00分
2. 閉会日時 平成29年2月21日（火）午後12時25分
3. 場 所 平川市尾上総合支所 庁議室
4. 出席委員 6名  
1 番委員・佐々木幸子 2 番委員・柴田正人  
3 番委員・工藤甚三 4 番委員・内山浩子  
5 番委員・葛西万博 6 番委員・駒井優子
5. 欠席委員 なし
6. 議事録署名者 1 番委員・佐々木幸子 2 番委員・柴田正人
7. 説明のため出席した者  
小林事務局長、大湯学校教育課長、鳥山指導課長、  
小田桐生涯学習課長、齋藤保健体育課長、  
北道学校給食センター所長  
(説明補助員) 平賀総合運動施設 葛西係長、  
指導課 小田桐補佐、五十嵐指導主事
8. 会議録作成者 浅原学校教育課長補佐
9. 会議に付された案件  
・ 議案  
議案第3号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案  
議案第4号 平成29年度教育関係当初予算案について  
議案第5号 平川市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第6号 平川市運動施設条例施行規則の一部を改正する規則案  
議案第7号 平川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

## 10. 各課からの報告

- ・平川市通級指導教室設置について
- ・平成28年度市内小中学校卒業式日程等について

## 11. 会議の概要

午後1時32分に委員長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署名委員を前項6のとおり指名する。

## 11. 会議の状況

内山委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達していますので、これより、平成29年第2回平川市教育委員会を開催致します。  
案件の説明者には教育委員会各課長にお願いします。議案審議の説明補助員として、平賀総合運動施設葛西係長、指導課小田桐補佐、五十嵐指導主事の出席をお願いします。  
議事記録者には学校教育課の浅原課長補佐にお願いします。  
日程第2、会議録署名委員の決定についてを議題とします。  
本定例会の会議録署名者は、1番・佐々木委員、2番・柴田教育長を指名します。  
日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
本定例会の会期は、本日一日としたいと思いますが、よろしいですか。

<了承>

内山委員長 会期は、本日1日と決しました。  
日程第4、教育長報告を議題とします。  
教育長、お願いいたします。

教育長 <議案書1ページより説明>

内山委員長 ありがとうございました。  
ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

<質問等なし>

内山委員長 以上で教育長報告を終わります。  
次に、日程第5、議事に入ります。  
まず、議案第3号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案、議案第4号平成29年度教育関係当初予算案について、及び議案第6号平川市運動施設条例施行規則の一部を改正する規則案、この3件は、来る平成29年第1回平川市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、平川市教育委員会会議儀規則第10条第1項のただし書きに基づき、非公開の会議としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

内山委員長 ご異議がありませんので、議案第3号、議案第4号、及び議案第6号については非公開の会議とし、各課からの報告が終了した後に、審議することといたします。  
議案第5号平川市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案を議題とします。  
学校教育課長より、議案の説明を求めます。

学校教育課長 <資料45～47ページより説明>

内山委員長 ありがとうございます。  
ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

<質問等なし>

内山委員長 それでは、議案第5号は原案のとおりとすることよろしいですか。

<賛成するもの多数>

内山委員長 議案第5号は、原案のとおりと決めます。  
次に、議案第7号平川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

案を議題とします。保健体育課長より、議案の説明を求めます。

保健体育課長           <資料58～60ページより説明>  
葛西係長               <補足説明>

内山委員長           ありがとうございます。  
ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

<質問等なし>

内山委員長           それでは、議案第7号は原案のとおりとすることよろしいですか。

<賛成するもの多数>

内山委員長           議案第7号は原案のとおりと決めます。  
次に、日程第6、各課からの報告を議題とします。  
議案書61ページから66ページ、各課からの報告に対する質疑に入ります。報告の中で、何かご質疑等ございませんか。

給食センター所長    <補足説明>

<質問等なし>

内山委員長           それでは、各課からの報告に対する質疑を終了いたします。  
次に、各課から、委員に報告、お知らせしたい事項に入ります。  
まず、平川市通級指導教室設置についてを議題とします。  
指導課長より、説明を求めます。

指導課長               <別紙資料より説明>  
五十嵐指導主事       <補足説明>  
小田桐補佐            <補足説明>

内山委員長           ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたし

ます。ございませんか。はい、工藤委員。

工藤委員 私も初めてこの計画を見たんですけれども、大変ボリュームがあり、考えなければならない内容だなというふうに思いました。まず、1ページに各市の設置状況があり、平川市は十番目だということになるんですよね。それで、それぞれの市の通級に通う児童数はわかりますか。

五十嵐指導主事 申し訳ありません。詳細については確認しておりませんでした。

工藤委員 はい。もう一つ、市内の特別支援学級在籍者数の推移を見ると、平成28年からぐんと増えている感じがしますが、平川市において特徴的なもの、つかんでいるものはありますか。

事務局長 特徴といたしますか、近年、自閉症や情緒障害などが知られてきているように思います。市の施策としても、健康推進課で行なわれている3歳児健診において、発達気になる子や言葉の遅れなどを把握しています。その段階で、中郷小学校への相談をすすめております。その中で、単なる言葉の遅れというだけではなく、その起因となるものが理解されることが多くなったと聞いております。と同時に保護者の理解もあり、自閉症・情緒障害等の早期発見に繋がっているのだと思います。

出現率については、先程の資料にありますように、文科省の調査結果と平川市の調査結果を比べてみても、6.8%とほぼ同様となっていますので、いかにそれを自分で受け止めて、子どもの教育、支援の在り方に関心を持ってきたかということだと思えます。

工藤委員 驚くほど、増えているように感じましたが、平川市にだけ、何か特別な要因となるものがあるというわけではないのですね。

事務局長 はい。先ほど五十嵐指導主事から説明がありましたが、出現率については、特段、平川市が突出しているというわけではありませ

ん。

工藤委員           もう一点ですが、1ページの表①の42人と2ページ表②99人の違いはどういう基準になるのですか。

事務局長           1ページ表①は、特別支援学級に在籍している人数で、2ページ表②は、通常学級に在籍しているものの、発達などに関して、特別な支援を必要とする子ども達として、学校が捉えている人数ということになります。  
現在、平川市では特別支援学級は設置していますが、2ページ表②にあります、通常学級に在籍の発達障害などを抱えている児童にも適切な支援があつてしかるべきですので、必要な指導を行う学級を作り、支援をしていくことが必要ではないかということになります。その指導を必要としている児童数が表②の99人となります。

工藤委員           そうすると、通級指導教室がつけられると、表②くらいの数字になると思われるということですか。

事務局長           それは、教育支援委員会で総合的な判断をしてからになりますので、この99人については、各学校の学級担任が捉えている数字となります。厳密に調査をすると、ここまでの人数にはならないと思います。また、教育支援委員会の判定をもとに、保護者との合意形成を図ることが大切になります。そして、気持ちに寄り添いながら支援の仕方を考えていき、そこで同意を得ることができれば、通級指導教室に通うということになります。  
そのようなことから、先ほど五十嵐指導主事から説明があつたように、19人くらいになる見込みでとらえています。

工藤委員           あともう一点よろしいでしょうか。8ページの「通級による指導を行う判断について」は、対象者をどのようにして判断・対応するかということで、校長先生など特別支援という中でのメンバーによるものだと思いますが、その他に「その他必要と思われる者」とありますが、具体的にはどのような方になるのでしょうか。また、最後の行の「医学的診断の有無のみにとらわれることのないよう留意」

とあります。お医者さんに相談する子もいると思うのですが、こちらの考え方はどこから由来するものなのか教えてください。

五十嵐指導主事　まず「その他必要と思われる者」ですが、通常学級に在籍しているので学級担任が校内委員となります。あとは、校内の特別支援学級の先生、または、専門的な知識を有する県立養護学校の教育相談担当の先生方です。また、県の特別支援事業における、巡回相談員の活用も考えられます。今年度は大坊小学校教員が担当しています。特別な支援を必要とする子ども達の相談を学校から受けた場合に、相談員として出向くという先生です。必要であれば専門的な立場の先生方を交えて校内委員会を開くという形になります。

次に、「医学的診断の有無のみにとられることのないよう留意」に関してですが、ADHD等のお子さんは、医師からの診断を受けて、全員ではありませんが、薬を服用している子もいます。そのようなお子さんに関しては、ADHDの診断がされたから通級による指導という判断ではなく、診断結果にかかわらず、その子に必要なと思われる指導があったほうが自立に向かっていけるのではないかと、という捉えで審議していくことという意味で「医学的な診断の有無のみにとられることのないよう留意」となります。

内山委員長　ありがとうございます。駒井委員、どうぞ。

駒井委員　通級指導教室が平川市に設置されるということは、非常に喜ばしいことだと思います。最近では自閉症など、医学的なことから、小さいうちからの早期発見・早期治療されることで、学校教育の中だけではなく、社会教育的な、社会に出た時の自立に向けての支援教育の一環だと思っていますので、とても喜ばしく思います。設置されるまで、教育委員会・関係機関の皆さんはいろいろ大変だと思いますが、他の市町村ではすでに実施されていると思いますので、協力しながら進めていただければと思います。もっとくわしく聞きたいところですが、簡単に質問させていただきます。3ページに「通級による指導」として、視覚障害や自閉症など、いろいろな障害名が書かれていますが、一般的に、大体は発達障害からくるものだと思います。その中で例えば、肢体不自由や病弱者とありますが、発達障害ではないこともありますの

で、肢体不自由ではあるが発達障害は無い場合で親御さんから通級指導の中で要望などの申し出があった時、その肢体不自由の子に関して、通級指導としてはどのような配慮ができるのでしょうか。

事務局長 確認ですが、これから平川市が設置しようとしている通級による指導教室の中で、肢体不自由の子にどんな支援ができるかということとよろしいでしょうか。

駒井委員 例えば、肢体不自由の子から、合理的配慮がある指導を求められた場合に何が出来るのかなということです。発達障害と肢体不自由だと全然違うものだと思いますので。

五十嵐指導主事 基本的には「ことばの教室」となると、言語障害にかかる特別な指導という捉えです。ただ近年、言語障害で来ているお子さんの多くが、情緒的なことやコミュニケーションに関してサポートしてあげなければいけないという状況になっています。中郷小学校の「ことばの教室」では、支援の仕方を大きくとらえている状況があります。しかし、基本的には一障害に対して一つ指導教室という捉えです。ただ、肢体不自由のお子さんが通級指導を受けられないのかといえば、基本的には対象ではないと思われませんが、例えば、計算が困難であるとか、言葉やコミュニケーションなどの自立活動的な内容の指導が必要なのではないかと判断されれば、通級での指導は可能になると思います。

駒井委員 肢体不自由に伴う脳の発達障害がみられる子などには、通級での指導が可能ということですね。

五十嵐指導主事 総合的に判断し、どのような支援が必要かということになります。

駒井委員 わかりました。計画に沿っての通級指導教室についての保護者説明会がありますが、先ほどの資料の中にありました、まだ認定を受けていない子どもにこそ通級指導を受けてもらいたいという思いなのですが、どこまで保護者に案内をかけるべきなのかは、と



ても難しいです。

平川市では、特別支援学級に通っているお子さんの保護者など、わかっている方にしか案内しにくいのではないかと思います。しかし、学校の捉えとして、特別な支援を必要とする可能性がある児童ということで、これだけの人数がでていきますので、通級指導教室について、保護者に気づいていただき、説明する機会があればいいのではないかと思います。このようなことについて、学校だけではなく地域でも取り組んでいく必要性を感じました。大変ご苦労されると思いますが、よろしくお願いします。

内山委員長 他にご質問等ございませんか。はい、佐々木委員。

佐々木委員 資料の計画通りに進むと、平成30年の4月から開設することになるのですか。

事務局長 市長にも通級指導教室の大切さについては、教育委員会の了承を得てからお話しすると伝えていきます。平成30年4月の開設については、議会でも答弁されておりますが、詳細については今後進めていくこととなります。

工藤委員 一年の準備期間中にできるだけ、地域や保護者の認識をひとつにして理解を深めていくことが大事だと思います。やはり子ども達に合った教育・指導をしていくのは非常に大事だと思います。ある意味ではこれだけの人数がいるのに、その教室ができないのは遅きにしましたと言われかねない話でもなるなと思いました。親の認識不足もあるが、その教室ができることによって、子ども達が能力を発揮する機会を得られるというのはとても素晴らしいと思いますので、ぜひ、おおいに議論をしながら中身を深めていってほしいと思います。

佐々木委員 先日、「青少年市民の集い」で隣にいた方なのですが、子どもに合った教育ということで、平川市に特別支援を必要とする児童への指導があればいいのということをおっしゃっていました。深くは聞きませんでしたが、そのような希望はあると思います。

内山委員長 1 ページに「青森県 10 市の中で、通級指導教室が設置されていないのは平川市だけである」とありますが、ここが重要になり、その説明を議会でも教育長が話し、重要であると聞いています。このようなことから必要であると提案されていますので、時代の流れもありますし、考えていかなければならない大変重要な案件でありますから、指導課の皆さんも苦勞されていると思いますが、なんとかせひ、今日の話し合いの中では委員も理解をしておりますので、頑張っていたきたいと思います。

駒井委員 審議・判定までがすごく難しいことだと思います。先ほど事務局長からお話がありましたように、保護者の思いがある程度ありますので、例えば、学校の捉えで通級指導が必要だと思われるお子さんに、それをどのような言葉で伝えていくか、親としては認めたくないところもあると思いますので、慎重にしなければならないと思います。これだけいいものだというメリットを、学校だけではなく、地域の中で通われている方からでも上手に伝えて、広げていければいいのかなと思いました。

内山委員長 はい、ではこの案件についてはよろしいですか。はい、工藤委員。

工藤委員 すいません、もう一つよろしいでしょうか。5 ページの「指導・支援体制」からですが、巡回はともかく、通級する場合はスクールバス等で行くのか、あるいは親が送るのか。そこら辺のイメージがわからないんですが。

事務局長 基本的には、保護者の送迎です。

工藤委員 そういうことも含め、やはり保護者の理解が必要ですね。

内山委員長 はい、それではあと質問等よろしいですか。

<なし>

内山委員長      なければここで休憩とします。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

内山委員長      それでは会議を再開します。  
平成28年度市内小中学校卒業式日程等についてを議題とします。  
まず、卒業式の日程等を事務局、説明願います。

学校教育課長      <資料67ページより説明>

内山委員長      それでは、委員の協議による各校の担当を決めたいと思います。  
ご意見ありませんか。

<委員協議による担当決め>

内山委員長      それでは、各校の担当委員が決定しましたので、よろしくお願いたします。  
次に、卒業式での告辞に入ります。指導課 五十嵐指導主事の説明を求めます。

五十嵐指導主事      <別紙資料より説明>

内山委員長      ありがとうございます。何かご意見等ありませんか。

<内容について確認・協議>

内山委員長      ありがとうございます。それでは、告辞に関してはただいまの協議のとおりとなりますので、委員の皆様、作成される担当者、よろし

くお願いいたします。

それでは、先ほど非公開の会議とした、議案第3号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案、議案第4号平成29年度教育関係当初予算案について、議案第6号平川市運動施設条例施行規則の一部を改正する規則案、この3件の審議に入りたいと思います。

### <非公開の会議>

内山委員長 以上で、非公開の審議を終了いたします。ありがとうございます。次に、本日、追加提案された、議案第8号平川市の教育施策の方針（案）についてを議案とします。まず、指導課長にその説明を求めます。

指導課長 <追加提案 説明>

内山委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。はい、工藤委員。

工藤委員 今の世の中が大変厳しい状況の中で、平川市の子どもたちをどうやって育てていくかというのがこの方針だと思いますが、これまでも「人間を尊重する精神」というのが大きく謳われていました。また、「個性を尊重する」というような素晴らしい教育目標があったと思います。いわゆる、「自分で未来を切り拓く子」を育てたいということなのですが、いろいろな子どもがいますから、どんな子でも育てていく精神という部分が大事だと思います。そういう点をこれからも盛り込まれる内容であってほしいと思います。文章の表現についてはいろいろあると思いますが、「個性を大事にする」「人間性を尊重する」という精神が、新しい方針のどこに盛り込まれ引き継がれているのかをもう少し教えてください。

指導課長 右側の方が28年までのもので、人間尊重の精神を基調にした目標の設定であると思います。今回は、教育施策の方針として、学

校教育・生涯学習という、大人も子供もすべてを含めての方針として打ち出していくこととなります。先ほど工藤委員よりお話がありました「人間尊重・個性尊重」を踏襲し、特に学校教育においては「未来を切り拓く子ども」の育成を図りたいということで、ご理解いただければと思います。

内山委員長 他にございませんか。はい、葛西委員。

葛西委員 「郷土への愛着と誇り」、この文言は非常に良いと思います。これが無ければ、せっかく我々が頑張って子どもたちを育て、小・中学校で育成していても、県外・市外に行ってしまったら意味がないと思いますし、ここがあれば平川市で生涯を過ごしたいと思ってもらうことが大事なことです。

内山委員長 ありがとうございます。はい、佐々木委員。

佐々木委員 新しい案は、言葉ひとつひとつに込められた意味があるのだらうと思いますが、どちらかという、今までの方が誰にとってもわかりやすい感じがします。新しい方は漢字が多くて、それに込められた願いというのがいろいろありますが、ちょっと堅い印象です。

内山委員長 はい、ありがとうございます。

工藤委員 もう一つ。子ども達に、期待をかけることはいいことですが、あまり荷物を背負わせすぎないようにしていただきたいと思います。言葉として、どういう表現にすればいいのかということになると思いますが、内容は素晴らしいと思います。できるだけ子ども達が目線に沿っていくのが大事だと思います。国や県の考えもあると思いますが、やはり一番大事なものは、子ども達が目線に沿いながらの方針であるということをお願いしたいと思います。

内山委員長 はい、ありがとうございます。いろいろあると思いますが、新しい平川市長期総合プランがスタートするというので、そのスタ

一トにあたって、たいへん苦勞されて準備されてきたと思います。最終的には「あふれる笑顔 暮らし輝く平川市」、ここにすべてが結びつくのであろうと思っています。ですから、教育委員会も時代の変移とともに、少し今までとは違う、いい方に変換がなされていると思います。各課長さん達は、会議を何回も重ねて作り上げてきたご苦勞は察します。あとは実現に向けて、力を合わせて、課題があればそれに向けてやるしかないのですが、やるということへの意欲の喚起に苦勞されると思います。

ありがとうございました。それでは議案第8号は、原案のとおりとすることで、よろしいですか。

<賛成するもの多数>

内山委員長

それでは議案第8号は、原案のとおりと決めます。

以上で、本日の案件は終了しました。次回の会議は、平成29年第3回定例会議です。委員会の開催日時を、3月28日、火曜日、午後1時から、場所は、本庁舎の応接室で開催したいと思いますが、皆さん宜しいでしょうか。

<了承>

内山委員長

では、そのように決定いたします。

また、3月は人事異動の時期でもありますので、教育委員会の人事異動について、定例会の前に臨時会があるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

<了承>

内山委員長

それでは、これもちまして定例委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。